

(写)

答 申 書

宇部市特別職報酬等審議会

令和4年(2022年)1月25日

宇部市長 篠崎 圭二 様

宇部市特別職報酬等審議
会長 杉下 秀幸



特別職の報酬等の額について (答申)

令和3年10月25日付けで貴職から諮問のありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額について、当審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

1 答申の内容

(1) 市長・副市長について

給料、退職手当及び、これに期末手当を加えた1期4年間の総額については、適当な水準と判断した。

上記を踏まえた上で、退職手当については減額とし、給料については増額とするなど配分の見直しを行うことが適当と判断した。

(2) 市議会議員について

報酬の額については、据え置くことが適当と判断した。

(3) 非常勤職員

<行政委員会委員>

報酬の額については、据え置くことが適当と判断した。

<各種審議会等委員>

報酬の額については、下記のとおり見直すことが適当と判断した。

区 分	答 申		現 行	
	支給方法	報酬額	支給方法	報酬額
各種審議会・協議会の委員等	日 額	5,000 円	日 額	4,000 円

2 審議に当たって

当審議会は、平成 23 年 4 月に報酬等の額が減額改定された経緯及びそれ以降前回（平成 30 年度開催）までの審議会での報酬等の額を据え置くに至った経緯を踏まえ、この額のあり方について、市長からの諮問を受け審議に入った。

(1) 審議に際し参考とした資料

- ① 県内他市及び人口規模が同程度の類似団体及び近隣都市（以下「類似都市」という。）の特別職の報酬等の比較
- ② 本市並びに県内他市及び類似都市の財政状況
- ③ 全国及び県内（山口市）の消費者物価指数の推移
- ④ 市長及び副市長の給料及び退職手当に係る特例的減額措置の状況
- ⑤ 本市の個人市民税納税義務者 1 人当たりの給与所得の推移
- ⑥ 本市及び県内他市の人口の推移
- ⑦ 人事院勧告による月例給勧告率並びに本市及び県内他市のラスパイレス指数の推移
- ⑧ 本市の行政委員会の活動状況
- ⑨ 行政委員の報酬支給形態の見直し（月額報酬額から日額支給）による増減額
- ⑩ 非常勤職員報酬額調（宇部市を月額に換算した場合（過去 5 年平均））
- ⑪ 市長・副市長の収入調（1 期 4 年間分）
- ⑫ 議会の概要

(2) 審議に当たっての基本的な考え方

- ① 前回（平成 30 年度）と同様に、平成 26 年度の審議会において整理された「報酬の額等を検討する上での指標」（基準となる報酬等の額を県内他市や類似都市との均衡、比較の中で決定し、それをベースとして、本市の現状と将来展望に特筆すべき傾向がある場合に増減させるもの。）に沿って検討を行うこと。
- ② 市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料及び退職手当は、市長等の政治判断により自主減額を行っているが、当審議会においては、それぞれの職本来の報酬額等の水準を審議し、これら自主的な減額措置とは切り離して考えるべきものであること。
- ③ 行政委員会の委員の報酬は、法の趣旨に則り、引き続き日額支給とすることを原則とし、例外的に月額とすべき特段の事情があるものについて月額支給を採用すること。また、今後も優秀な人材を確保し本市の行政運営を安定的かつ持続可能なものとしていくため、その職責に見合う水準を保障する必要があること。

(3) 審議に当たり考慮した事項について

- ① 人口減少、生産年齢人口の減、高齢化社会への移行は全国的な課題であり本市も同様であり、人口の推移について、山口県平均の人口減少率よりも緩やかな減少率とはなっているものの、今後も人口減少は続く予測されること。
- ② 「個人市民税納税義務者 1 人当たりの給与所得」は、山口県平均額よりも高く、また、増額傾向にある。「納税義務者数」は、平成 26 年度に減少し、その後平成 28 年度から再び増加に転じているが、中長期的には人口減少に伴い減少する見込みであること。
- ③ 財政状況を示す指標である「経常収支比率」は、扶助費などの義務的経費が、今後も増加することが見込まれ、収入では、税収は伸び悩みの傾向にあり、今後は厳しい状況が予測されるものの、令和 2 年度では、93.8%と、令和元年度に比べ、0.3 ポイント減少（改善）しており、県内でも上位水準であること。
- ④ 「財政力指数（単年度）」は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、改善傾向であったが、令和元年度では、0.07 ポイント減少したものの、令和 2 年度は、微増（改善）していること。
- ⑤ 「市債残高」は、新庁舎建設等に係る建設地方債の発行により、残高は増加し、また、「積立基金残高」は、庁舎建設基金の減少及び施策推進等の財源として活用を図ったことから減少していること。
- ⑥ 財政指標から、本市財政の健全化は保たれているが、今後、新庁舎建設に伴う市債の償還の開始や管理経費の増加、老朽施設の更新経費等が見込まれ、市財政は一段と厳しい状況を迎えること。このため、効果的・効率的な行政運営を推進するとともに、自主財源の確保や市債残高のコントロールを図り、将来にわたり持続可能な財政運営を行う必要があること。
- ⑦ 国家公務員の給料との比較を示す「ラスパイレス指数」は、令和 2 年度では、100.0 ポイントとなっており、国と同水準であること。
- ⑧ 前回平成 30 年度の答申において、「議員は、地方自治の根幹である二元代表制の首長と並ぶ議決機関たる議会を構成するものであり、その資質、能力、意欲とも当然に高いものが求められる。また、その役割として、市長を始めとする執行機関のチェック・監視機能を果たすことは勿論のこと、個人においては、自身の意見や政策を明確にし、真剣に執行機関と議論を交わすなど切磋琢磨しながら、政策実現による本市の継続的な発展を担う重要な存在である。

このことから、市議会議員について優秀な人材を確保する観点からも、議員報酬の額及び活動費の水準について継続して検討をされたい。」との附帯意見を踏まえ、今回、市議会議員の報酬について、検討すること。

3 審議の内容・結論

(1) 市長、副市長について

- ① 少子高齢化、人口減少社会という現状において、市政運営における最高責任者としての市長は、1,000人以上の職員の仕事を掌握し、16万人の市民の安全と安心を担保するという重い職責があり、また、土日も公務を執り行うなど激務であることから、給料を上げるべきではないか。
- ② 現行の給料は民間に比べて安価であり、現行の給料の改正前である平成9年4月1日時点の給料に戻すことも必要なのではないか。
- ③ 市長・副市長の給料については、県内他市との比較では均衡がとれているが、類似都市との比較では平均を下回っており、また、財政状況をはじめとした本市の現状等から、積極的に増減する要因は見当たらない。
- ④ 退職手当については、県内他市と均衡がとれているが、類似都市との比較では、市長、副市長とも上位にある。また、民間企業の役員退職金が減少傾向の中で、4年間で2,000万円以上支給されることは、市民感覚と乖離しているのではないか。
- ⑤ 市長・副市長の給料、退職手当及び、これに期末手当を加えた1期4年間の総額は、県内他市及び類似都市と均衡がとれていることから、1期4年間の総額の水準は保ちつつ、給料と退職手当のバランスを変更することが適当ではないか。
- ⑥ 自主減額については、市長自らの判断で実施されているが、何年も継続している状況や、前市長が減額していたからという理由であれば違和感がある。また、マニフェスト通りの仕事ができたら給料の全額を受け取り、できなかった場合は自主返納するという考え方もある。
- ⑦ 審議会の議論の対象ではないが、一般論として、景気浮揚のためには賃上げが必要であり、景気循環を考えると公務員の給料を上げるのが一番効果的である。そのため、給料は、標準、又は少し高い水準に設定することも必要なのではないか。

等の意見が出された。

【結 論】

県内他市や類似都市と比較し、給料、退職手当及び、これに期末手当を加えた1期4年間の総額は均衡が図れているが、退職手当単独でみると、4年間で2,000万円を超える金額は市民感覚から乖離している。加えて、現在のトレンドとして現役時代に報酬を支払い、退職金を減額する方向であることから、市長、副市長の給料と退職手当については、県内他市、類似団体との均衡を図るため、給料、退職手当及び、これに期末手当を加えた1期4年の総額の水準は保ちつつ、その上で、退職手当については減額とし、一方で給料については増額とする配分の見直しについて、今後検討を進めていくことが望ましいと判断した。

(2) 市議会議員について

- ① 前回の附帯事項である「議員のなり手不足のため、魅力的に映る額を確保すべきとの観点から検討の必要性がある」ことについて、本来、政治家は報酬の魅力によって政治家を目指すのではなく、国・県・市のそれぞれにおいて地域の発展に貢献したいという志を持っておられると思うので、実際のところ、報酬を上げても良い人材が集まる保証はないことから違和感がある。ただし、市議会議員選挙が無投票となる等、議員へのなり手不足が現実にかつた場合は、報酬額等の引き上げも視野に検討する必要もあるのではないか。
- ② 全国的に見ても 16 万人規模の市の議員定数は、24 人程度が多く、本市の議員定数 28 人を減らせば、競争を確保できるのではないか。
- ③ 定数を減らし競争を確保すれば良い人材が確保できるわけではなく、また、地域の様々な声が市政に届きにくくなる側面もある。定数と報酬を一緒に考えるのは、議論として異なるのではないか。
- ④ 市議会議員の報酬について、県内他市や類似都市との比較検討を行ったところ、本市の規模に相応した水準の額であり、報酬を増減する理由は見当たらない。
- ⑤ 政務活動費については若干低めではあるが、報酬を含めた全体額では他都市と遜色はない。

等の意見が出された。

【結 論】

これらの意見を総合的に審議した結果、前回の審議会で「市議会議員について優秀な人材を確保する観点からも、議員報酬の額及び活動費の水準について継続して検討をされたい。」との附帯意見が示されたが、県内他市や類似都市と比較し、本市の規模に相応した水準であること、また、財政状況をはじめとした市の現状等からも特筆すべき点がないことから、議員報酬については現行の額を据え置くことが適当と判断した。

(3) 非常勤職員について

<行政委員会委員>

平成 22 年度の本審議会において、非常勤職員のうち、農業委員会委員を除く行政委員会の委員報酬については、月額支給から日額支給に見直す答申が行われ、平成 23 年 4 月から支給方法が変更されている。

地方自治法には、報酬の支払方法は原則として日額であり、例外的に特別の事情がある場合に条例に定めることで月額制とすることができるとしており、本市は、原則どおり日額支給を採用しているところである。

これらを踏まえ、次のような審議がなされた。

- ① 日額支給の場合、拘束時間の長短に関わらず報酬が同額であるのは、違和感があり、1 回の出席を 1 日分とする考え方は市民感覚とずれているのではないか。

- ② 報酬の単位については、地方自治法で月額又は日額と定められており、現行法の構成、及び本市の条例上、時給での支払いは困難であることを再確認。
- ③ 他団体との比較を行うため、日額による委員の活動実績を月額に換算し、検討したところ、本市の行政委員会委員（農業委員会を除く。）の報酬額は、選挙管理委員会など一部を除き相対的に下位にあった。このような傾向が現れるのは、月額から日額になり、実態ベースの支払いになったことで、報酬額が下がったためであり、より実態に沿った支払いに是正されたと考えられる。
- ④ その職務の内容や職責から、各行政委員会委員の報酬額が適当か判断すべきとの意見もあったが、個々の職責の重さを判断し、差をつけることは困難であることを再確認。
- ⑤ 市議会議員が監査委員として仕事をする場合、議員報酬と監査委員が重複していると考えられるが問題ないか。
- ⑥ 議員は議員条例、監査委員は監査委員条例に基づき委嘱される。それぞれの身分・役割として出席するため当然支給すべきであるというのが一般的な解釈と示されていることを再確認。

等の意見が出されるとともに、再確認がされた。

【結 論】

これらの意見を総合的に審議した結果、行政委員の報酬額については、平成 22 年度の答申により、農業委員会委員を除き日額制に改正され、実態に沿った支払いに是正されていることから、現行の額を据え置くことが適当と判断した。

<各種審議会等委員>

- ① 各種審議会委員の額（4,000 円）については、県内他市や類似都市と比較して、最も低い水準にある。
- ② 平成 22 年度の本審議会において、報酬額を 4,000 円に引き下げた経緯として、「審議会等の 1 回の会議時間はおおむね 2 時間であり、1 時間 3,000 円（当時は日額 6,300 円であった。）は市民感覚からして高額に映り理解が得られにくいこと。また、県内他市においても 4,700 円から 5,000 円程度の例も見られ、厳しい財政状況も考慮し思い切った見直しをする時機に来ていること。」とあるが、改めて、他市と比較してみる必要があるのではないか。
- ③ 現状として、審議会等の開催時間はおおむね 2 時間、報酬額は県内他市と比較して最低水準。財政状況については、報酬額が引き下げられた平成 22 年度と比べ、一定の健全化は図られている状況で、今後も厳しい状況が続くと見込まれるが、県内他市と比較して突出したものではない。
- ④ 審議会の会議としての拘束時間は 2 時間程度であるが、事前の資料確認や会議終了後に追加意見等を提出する時間も考慮すべきである。

- ⑤ 現行の報酬額 4,000 円でも委員は確保できている。平成 22 年度の当審議会で、当時 6,300 円であった報酬額を 4,000 円に引き下げた経緯もあり、増額するには、それなりの理由と重大な責任が伴う。他市の平均を追従するのは、安直ではないか。
- ⑥ 報酬額 4,000 円は県内他市や類似団体と比較しても最も低い水準であり、県内 13 市の平均値は約 5,100 円である。少なくとも県内 13 市の平均程度までは増額しても良いのではないか。
- ⑦ 同様の審議会等を開催する県内他市と報酬額の水準が異なる（著しく低い）ことは、解消すべきではないか。
- 等の意見が出された。

【結 論】

平成 22 年度に本審議会で各種委員会の拘束時間では、時間給換算した場合、市民感覚としては高いとの意見があったことや県内他市と比較し、高いレベルであったことから日額 6,300 円から 4,000 円に減額の見直しを行って以降据え置きとしてきた。しかしながら、各委員の選任においては報酬金額の多寡で委員を受託しているわけではなく、行政に対する貢献として受託されていることから委員の選任に障害がないものの、拘束される 2 時間程度の会議以外に事前の資料確認や会議後の議事録確認、追加のコメントを求められるなど委員への謝礼の意味合いが強く時間給としての議論は適当でないこと、また、今回、他市と比較し最も低い水準であったことから、各種審議会等委員の報酬については、県内 13 市の平均値程度である 5,000 円へ増額することが適当と判断した。

4 その他要望事項等

- (1) 本市においては、人口減少、生産年齢人口の減、高齢化が進展する中、財政状況が引き続き厳しい状況にあり、新庁舎建設等に係る市債償還の開始や管理経費の増加、老朽施設の更新経費等が見込まれることから、一層の効率的、効果的な行財政運営を推進するとともに、財政健全化のための取組を更に強化するなど一層の努力をされたい。
- (2) 市議会議員の活動に係る政務活動費については、本来、当審議会で審議されるべき内容ではないが、議員活動の活発化を図る観点から、引き続き、支給額の拡充も含め適正な水準を検討されるべきではないかとの意見も出された。

【資料1】

宇部市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長、職務代理以降は五十音別)

役 職	所 属 団 体 等	氏 名
会 長	宇部商工会議所 会頭	杉 下 秀 幸
職務代理	株式会社 宇部日報社 代表取締役社長	脇 和 也
委 員	NPO 法人 うべネットワーク 理事長	伊 藤 一 統
委 員	中小企業診断士	井 本 浩 嗣
委 員	宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会	江 嶋 亜 企 雄
委 員	宇部市民生児童委員協議会 副会長	正 司 マキコ
委 員	社会保険労務士	徳 勢 美 知 子
委 員	連合山口中部地域協議会宇部地区会議 事務局長	濱 岡 崇
委 員	宇部市婦人会協議会 会長	藤 井 恵 子
委 員	宇部市消費者の会 会長	藤 本 米 子

【資料2】

宇部市特別職報酬等審議会 開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	令和3年10月25日(月)	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び 質疑応答
第2回	令和3年11月19日(金)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬、非常勤職員の報酬の審議
第3回	令和3年12月27日(月)	答申内容の検討